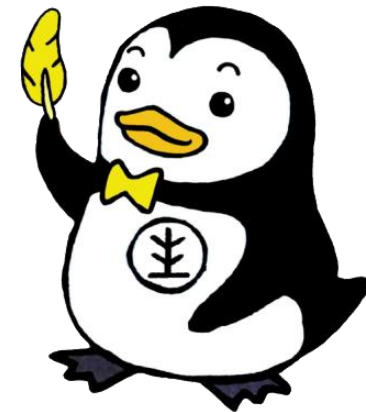


更生保護

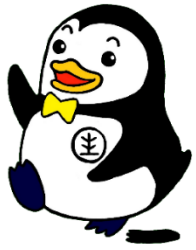
～地域とつながり、地域に貢献する更生保護～



横浜保護観察所

内容

- “更生保護”を知っていますか？（P 3）
- 刑事司法手続の流れ（P 6）
- 保護観察と生活環境調整（P 7）
- 更生保護の担い手（P 1 0）
- 再犯防止推進施策（P 1 4）
- 高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について（出口支援）（P 2 0）
- 被疑者等支援業務（入口支援）（P 2 1）
- 地域援助（P 2 2）
- 犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」（P 2 3）



“更生保護”を知っていますか？

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくことになりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

また、罪を犯した人の中には高齢者や障害者など、様々な生きづらさを抱えた人がいます。それらの人たちが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送るためには、福祉的な支援も必要とされます。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「**更生保護**」といいます。





犯罪や非行をした人の生きづらさ

犯罪や非行をした人の中には、
様々な「**生きづらさ**」を抱えた人がいます。
また、そのことにより立ち直ることが難しくなっている人がいます。

住居がない

仕事がない

十分な教育を
受けていない

障害がある

高齢である



家族関係に
問題を
抱えている



立ち直りを助け、再犯を防止する更生保護

罪を犯した人が、罪をつぐない、
再び地域社会の一員として生活していくことができるよう、
その立ち直りの手助け、再犯を防止するのが更生保護です。

相談相手

就労

住居

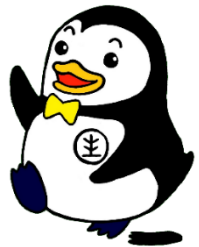
教育

専門的指導

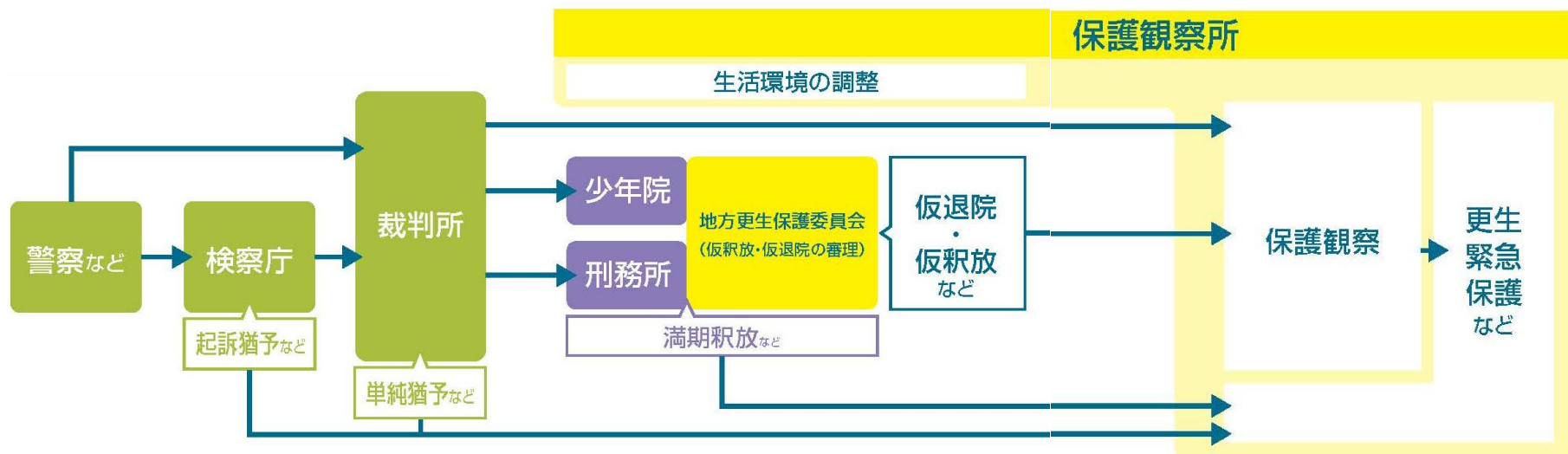
福祉・保健医療

犯罪や非行からの早期の立ち直りに向け、
地域社会の中で継続的に指導や支援を受けながら生活

仕事や地域活動の担い手となり、地域社会の一員として生活



刑事司法手続の流れ



更生保護は、
刑事司法手続のアンカーを担っています。



保護観察と生活環境調整

健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。
保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

保護観察処分少年

(家庭裁判所で保護観察に付された少年)

少年院仮退院者

(少年院からの仮退院を許された少年)

仮釈放者

(刑事施設からの仮釈放を許された人)

保護観察付執行猶予者

(裁判所で刑の全部又は一部の執行を
猶予され保護観察に付された人)

原則として20歳まで※

原則として20歳まで※

残刑期間

執行猶予の期間

※ 処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

体系的なアセスメント(CFP)を実施し、指導・支援の方針を決定しています。

指導監督（保護観察対象者の行状把握・遵守事項に基づく指導・専門的処遇プログラムの実施）
補導援護（住居、医療・就職等の援助等）

再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

更生ペンギン

ホゴちゃんの 更生までの道のり

なんだかうまく
いかないなあ〜

犯罪・非行



反省・償い

悪いことばかりして
ごめんなさい・・・

負のサイクル という現実

ふりだしに
戻る・・・

仕事がない

居場所がない

相談する人が
いない

帰る場所が
ない

更生
ペンギンに
なるぞ！

社会復帰

立ち直りを決意しても
あやまちを繰り返してしまう
罪を犯した人も、反省と償い
を経て社会に帰ってきます。
彼らが立ち直りのために努力
するのは当然ですが、社会に
居場所がないために再び犯罪
を重ねてしまうという悪循環
があることも事実です。

更生ペンギン

ホゴちゃんの 更生までの道のり

なんだかうまく
いかないなあ〜

犯罪・非行

負のサイクル
という現実

反省・償い

悪いことばかりして
ごめんなさい...

社会復帰

更生ペンギンに
なりたいな!

更生保護施設

おかえり!

困ったことが
あったら
いつでもおいでよ

保護司
クジラ先生

BBS会員
イルカ姉さん

ともだちに
なろうよ!

更生保護女性会員
オコジョさん

しっかり食べて
元気出すんだよ!

協力雇用主
アシカ親方

仕事を通して
生きるチカラを
つけようね!

ゴール
GOAL

犯罪や非行のない
明るい社会へ

立ち直りには、地域社会のあたたかい
心が必要です。立ち直りを見守り支え
ることで、私たちが暮らす地域が、より
安全で安心なものになっていきます。



更生保護の担い手



更生保護は、保護観察官（国家公務員）のほかに、民間篤志家である保護司や多くの更生保護ボランティア団体の方々によって担われています。

さらに、地方公共団体やその他地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいています。

保護司は 全国に約45,000人います



神奈川県内には
45の地区保護司会があり
約1600名の保護司が
活動しています

「保護司」を知っていますか？

保護司とは・・・

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです



職務

保護観察を受けている人と面接を行い、指導・助言すること

刑務所や少年院に入っている人の帰る先の生活環境を調整すること

犯罪を予防するための啓発活動を行うこと

身分

非常勤の国家公務員
(法務大臣から委嘱)



任期

2年(再任あり)



新任・再任ともに、委嘱予定日
現在で76歳未満の方が保護
司の委嘱を受けられます。

改正法施行日（令和8年12月1日見込み）以降の委嘱（新任・再任両方）から任期を3年に変更。

保護司は犯罪や非行をした人の再犯の防止や改善更生に
とても重要な役割を担っています

成長しつづける保護司制度を目指す取組

保護司法等の改正等

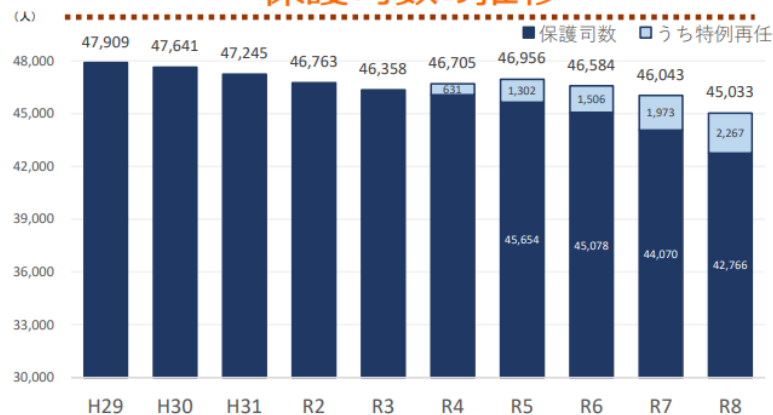
- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- 令和6年5月、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
- 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書が提出（令和6年10月）
- 「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が令和7年12月に成立・公布

法改正等による活動基盤の整備 ➡ 成長しつづける制度を目指して取組を推進

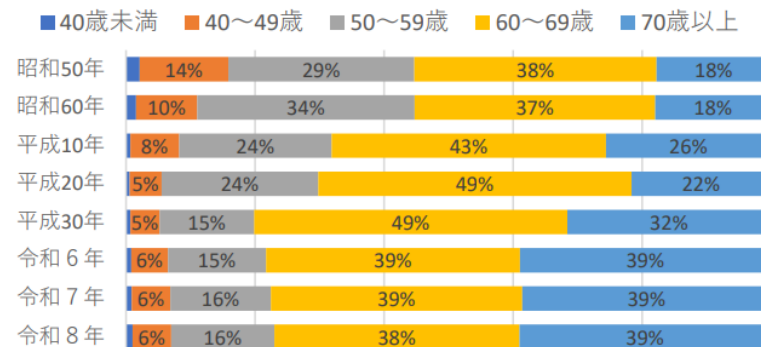
統計から見る保護司の現状

※数値はいずれも各年1月1日現在

保護司数の推移



保護司年齢別構成の推移





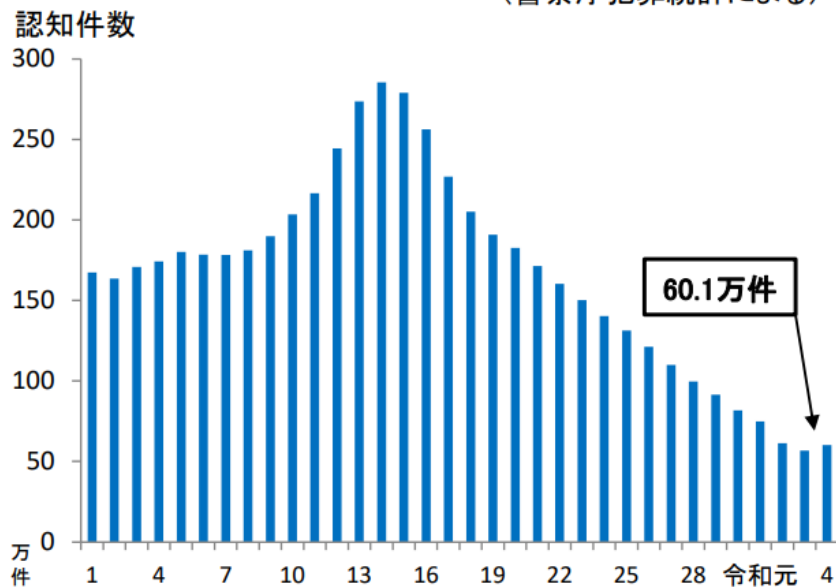
再犯防止推進施策

再犯防止の必要性

刑法犯認知件数

令和4年の刑法犯認知件数は
60万1千件

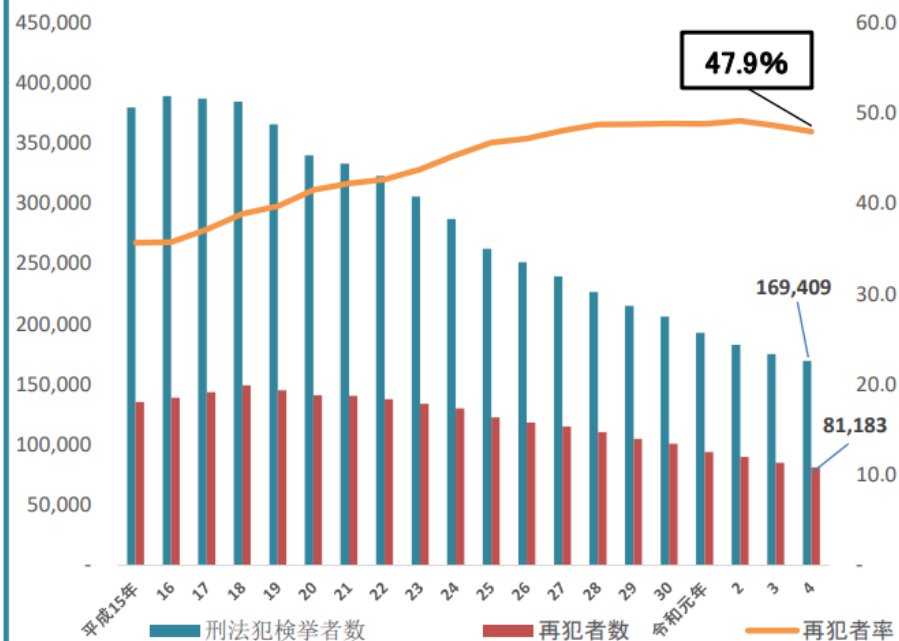
で減少傾向にある
(警察庁犯罪統計による)



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の
約半数が再犯者

(警察庁犯罪統計による)





再犯防止推進施策

平成28年12月施行
再犯防止推進法

平成29年12月閣議決定
(第一次)再犯防止推進計画

令和5年3月閣議決定
第二次再犯防止推進計画

再犯防止を進めるための
法律が制定

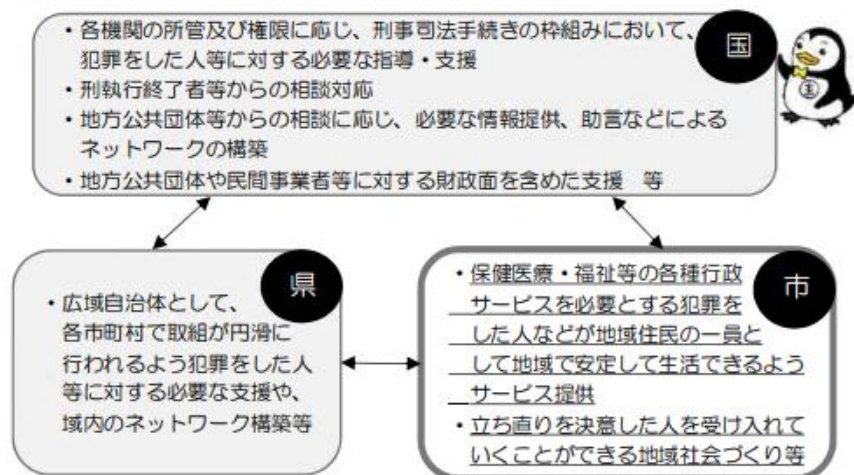
国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む施策を盛り込んだ計画が策定

- 再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末まで

第2期川崎市再犯防止推進計画（概要版）

1 計画策定の趣旨と目的

- 平成28年12月に公布、施行された、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」）第8条に基づき、地方公共団体に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されている。
- 国では、第二次計画（令和5～9年度）の中で、国と地方公共団体が担うべき役割分担を明確化する方針を示している（下図）。

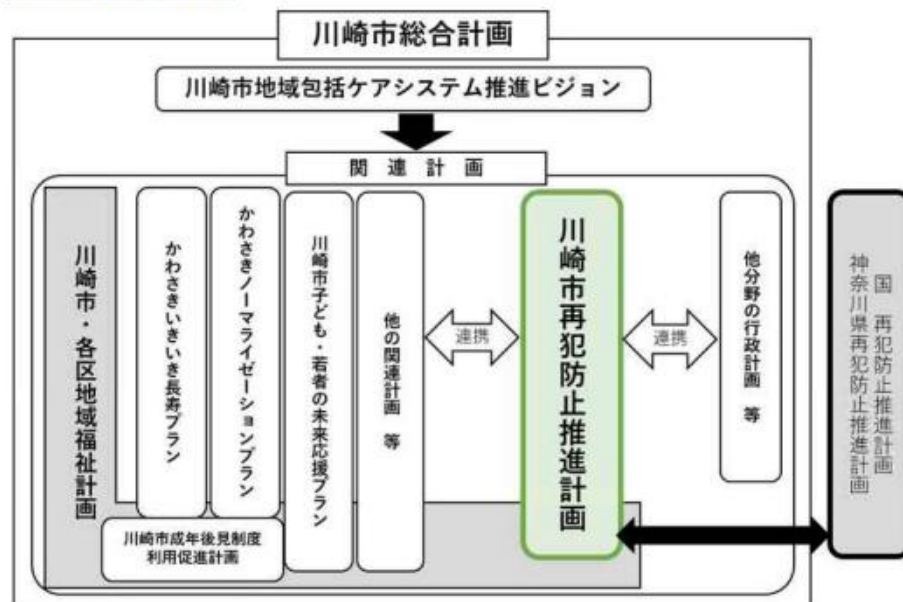


- 犯罪をした人等の中には、高齢者や障害者、社会で孤立している人や刑務所等出所時に住居や就労が決まらないなど、地域社会で様々な課題や、生きづらさを抱えた結果、再び犯罪を行う人が多く存在する。
- 本市では、再犯防止に向けて、各種分野別計画等に組み込まれている取組や施策を着実・適切に実施することで必要な支援につなげるとともに、再犯防止に留まらず、全ての地域住民を対象とし、誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげることを目的に第2期計画を策定する。

2 計画期間

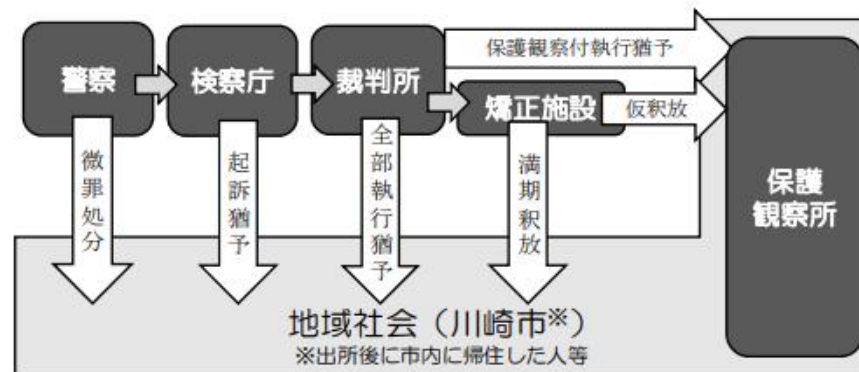
	平成30	31	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
市再犯防止推進計画			第1期川崎市再犯防止推進計画					第2期川崎市再犯防止推進計画				
市地域福祉計画	第5期地域福祉計画		第6期地域福祉計画		第7期地域福祉計画		第8期地域福祉計画（予定）					
国再犯防止計画	再犯防止推進計画					第二次再犯防止推進計画						
県再犯防止推進計画	神奈川県再犯防止推進計画					神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕						

3 計画の位置づけ



4 対象者

- 再犯防止推進法では、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人と規定され、警察で微罪処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予等になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含む。



第2期川崎市再犯防止推進計画（概要版）

5 取り巻く状況

（1）犯罪の発生状況（令和元～4年）

- 刑法犯認知件数は、全国的に減少傾向で、本市の人口当たり刑法犯認知件数は、この間、政令市の中で1～3番目に少ない数で推移している。
- 市における検挙人員中の再犯者率については、再犯者率は50%を超えて推移している（下表）。

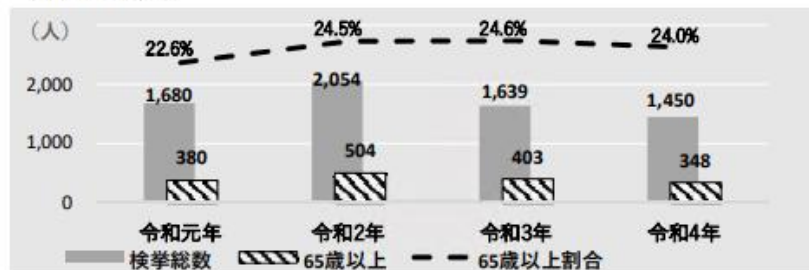
全国	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	192,607	182,582	175,041	169,409
うち再犯者	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯者率	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

市内（犯行時20歳以上の者を計上）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	1,680	2,054	1,639	1,450
うち再犯者	916	1,137	945	785
再犯者率	54.5%	55.4%	57.7%	54.1%

- 刑務所等の出所時の帰住先については、犯罪時に県内に居住していた人のうち、20%前後は適当な帰住先が無いまま出所している。
- 市内検挙者のうち、40%以上が犯行時に無職者である（下表）。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	1,680人	2,054人	1,639人	1,450人
うち無職者割合	42.7%	43.6%	43.7%	43.7%

- 高齢者犯罪は、検挙者の約25%が65歳以上という状況である（市内データ、下表）。
- 精神障害のある人による犯罪は、刑務所入所者のうち16.8%、少年院入院者のうち34.5%が精神障害を有する人である（全国データ）。
- 少年犯罪は、非行少年の検挙・補導人員が近年減少傾向にあったが、令和5年度については増加している（県内データ）。
- 薬物犯罪は、覚醒剤取締法違反の検挙者のうち、90%近くが再犯者である（市内データ）。



（2）更生保護に関する状況（各年4月1日時点）

- 本市における保護司数及び更生保護女性会員数は、減少傾向にある一方で、協力雇用主の登録数は、増加している。

	令和4年	令和5年	令和6年	備考
保護司数	307人	301人	298人	横浜保護観察所登録数
更生保護女性会員数	396人	389人	376人	川崎市健康福祉局調べ
協力雇用主数	110社	117社	131社	横浜保護観察所登録数

6 これまでの取組等

- 本市では、国の再犯防止推進計画で示された重点課題を参考に、次の5つの重点項目を定めて取組を進めてきた。
 - 就労・住居の確保
 - 保健医療・福祉サービスの提供
 - 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
 - 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
 - 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

7 第2期計画へ向けた主な課題や方向性（重点項目別）

- 就労・住居の確保
 - 協力雇用主への支援等に加え、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていく必要がある。
 - 帰住先がある人の中でも、更生保護施設や依存症からの回復施設に帰住しているケースも多く、それらの人の大半は半年や1年後に退所し、新たに生活する住居を探さなければならない課題がある。
- 保健医療・福祉サービスの提供
 - 本市が提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供されるものであり、支援が必要と思われる高齢者や障害者等に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付け、生活の安定を図り、総合的に支援することで、誰もが安全・安心で生活しやすいまちづくりの推進につなげていく必要がある。
- 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
 - 地域の犯罪や非行の防止に向けて、多様な主体と連携しながら防犯活動や非行防止などの取組を進めていく必要がある。
- 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
 - 地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような活動が難しくなっており、また、民間の関係機関・団体等が再犯の防止等に関する活動を行うに当たって必要な体制や場所等の確保が困難となっている課題がある。
 - 保護司の活動に当たって、安全・安心に活動を継続するための環境を整備することは喫緊の課題である。
- 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組
 - 犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援を行う必要がある。

第2期川崎市再犯防止推進計画（概要版）

8 基本目標

「犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。」

9 主な関連施策

< 第1期 >

< 第2期（案） > 【新規】：新たに位置付けた施策、【変更】：取組を追加など記載内容を変更した既存施策

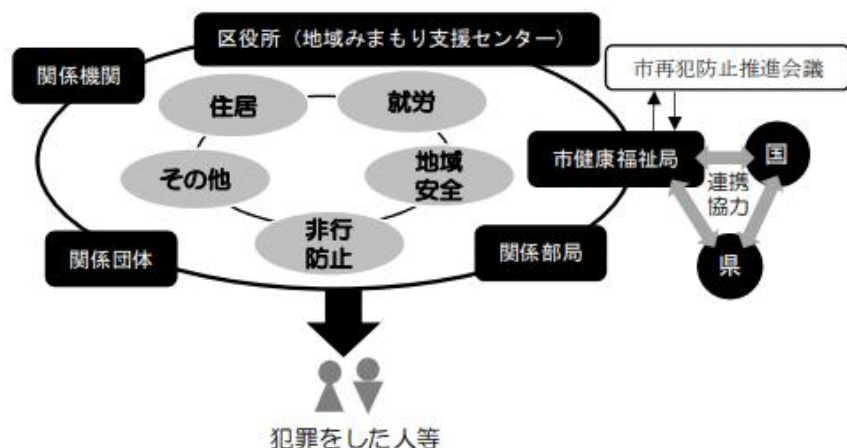
1. 就労・住居の確保	
（1）就労の確保 ・保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用 ・協力雇用主への支援 ・生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援制度を含む） ・労働相談及び就業支援 等 （2）住居の確保 ・更生保護法人川崎自立会への運営支援 ・住宅セーフティネット制度の活用 等	国・県等の取組
2. 保健医療・福祉サービスの提供	
（1）高齢者又は障害者への支援 ・要支援者に対する介護予防・生活支援の取組強化 ・地域のネットワークづくりの推進 ・認知症高齢者等の支援 ・障害者の権利を守る取組の推進 ・心身喪失等医療観察法による支援の推進 等 （2）薬物等の依存症の人への支援 ・薬物依存症の人や家族への支援 ・当事者団体への支援と連携 ・依存症回復プログラム等への参加支援 等	国・県等の取組
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	
（1）地域の犯罪や非行の防止 ・多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・防犯カメラの設置補助の実施 等 （2）学校と連携した修学支援 ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決 等	国・県等の取組
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	
1）民間協力者の活動の促進 ・市内更生保護関係団体への支援 ・更生保護サポートセンターの開設支援 等 2）広報・啓発活動の推進 ・“社会を明るくする運動”の実施及び支援 等	国・県等の取組
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組	
・犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援（具体的な事業や取組は、上記再掲のため記載省略）	

1. 就労・住居の確保		国・県・民間等の取組
（1）就労の確保 ・保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用 ・協力雇用主への支援 ・生活困窮者への支援【変更】 ・労働相談及び就業支援 等 （2）住居の確保 ・更生保護法人川崎自立会への運営支援 ・住宅確保要配慮者への支援【変更】 等		・刑務所出所者等総合的就労支援対策 ・矯正就労支援情報センター（コレワーク）設置 ・更生保護施設「川崎自立会」の取組
2. 保健医療・福祉サービスの提供		国・県・民間等の取組
（1）高齢者又は障害者への支援 ・高齢者・障害者等やその家族のための相談支援の推進【新規】 ・要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化 ・地域のネットワークづくりの推進 ・認知症高齢者等の支援の強化【変更】 ・認知症高齢者、障害者の権利を守る取組の推進 ・心身喪失等医療観察法による支援の推進 等 （2）薬物等の依存症の人への支援 ・依存症患者等や家族への支援 ・当事者団体への支援と連携		・神奈川県地域生活定着支援センターの取組 ・勾留中の生活環境の調整【新規】 ・神奈川県弁護士会と神奈川県福祉社会の連携 ・かわさきTSネットワーク【新規】 ・矯正・保護におけるプログラム処遇【新規】 等
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施		国・県・民間等の取組
（1）地域の犯罪や非行の防止 ・防犯対策の推進 ・社会を明るくする運動の実施 等 （2）学校と連携した修学支援 ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決 等		・学校や地域社会において再び学ぶための支援等【新規】 ・非行等による学校教育の中断の防止等【新規】
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進		国・県・民間等の取組
（1）民間協力者の活動の促進 ・市内更生保護関係団体への支援 ・更生保護サポートセンターへの支援【変更】 ・保護司の面接場所の確保【新規】 等 （2）広報・啓発活動の推進 ・社会を明るくする運動の実施及び支援 等 （3）関係機関等との支援ネットワークづくり【新規】 ・介護等事業者及び職員向けの更生保護に関する研修会の開催【新規】 ・矯正施設との関係づくり【新規】 等		・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【新規】 ・矯正施設見学会等の開催【新規】 等
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組		国・県・民間等の取組
・犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援（具体的な事業や取組は、上記再掲のため記載省略） ・参考：犯罪被害者等を支援する取組の推進		・刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【新規】 等

第2期川崎市再犯防止推進計画（概要版）

10 計画の推進体制

- (1) 推進体制及び連携強化等
- 本市では、住居、就労、地域安全、非行防止等に携わる関係部局、区役所、民間の関係機関、関係団体と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国・県及び川崎市再犯防止推進会議との連携協力のもと、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
 - また、川崎市再犯防止推進会議を活用して、委員相互の情報共有や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進する。



- (2) 進行管理
- 本計画については、PDCAサイクルに基づき、各事業所管課から事務事業報告を受けて川崎市再犯防止推進会議※（年2～3回）や川崎市社会福祉審議会（年1回）等において、報告を行うとともに、意見を聴取することにより、再犯防止に係る取組を計画的に推進する。
- ※市民公募、学識関係者、弁護士、更生保護法人、関係機関・団体等により構成

- (3) 目標と参考指標
- 国第二次推進計画において国と地方公共団体が担うべき役割を明確化する方針を踏まえ、本計画における目標及び参考指標を設定する。
 - 目標については、犯罪をした人等が地域で安定して生活できるサービス提供のほか、地域住民の理解と協力が欠かせないことから、再犯防止に関する理解促進や普及啓発等に関する取組の実施を目標とする。
 - 参考指標については、目標に加え、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、関連する重点項目の実施状況等について分析する参考値とする。

【目標1】地域で安定して生活できるサービス等の提供

犯罪をした人等が地域で安定した生活ができるよう着実にサービス提供する。
＜重点項目1、2、3、5＞

就労・住居の確保	本市の事務事業及び各分野別計画における目標で実施状況を評価
保健医療・福祉サービスの提供	
地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	

【目標2】立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくり

地域住民や介護従事者等への理解促進を図る。
＜重点項目3、4、5＞

社会を明るくする運動への参加人数	参加人数の増加 (R5: 32,402人)
介護等事業者向けの更生保護に関する研修会の開催	新規実施

【目標3】民間協力者の活動環境の整備

更生保護サポートセンターを各区保護司会の要請等に応じて開設する。
＜重点項目4＞

更生保護サポートセンターの要請に応じた開設	要請に応じた開設 3/3（開設数/要請数）
-----------------------	--------------------------

【参考指標】

再犯防止施策の動向を多方面から把握するための参考値とする。

項目※1	現状（R5）	関連する重点項目
再犯者率	54.1%※2	重点項目1～5
協力雇用主数	117社	重点項目1
刑法犯認知件数	7,645件	重点項目3
保護司数	301人	重点項目4
更生保護女性会員数	389人	重点項目4

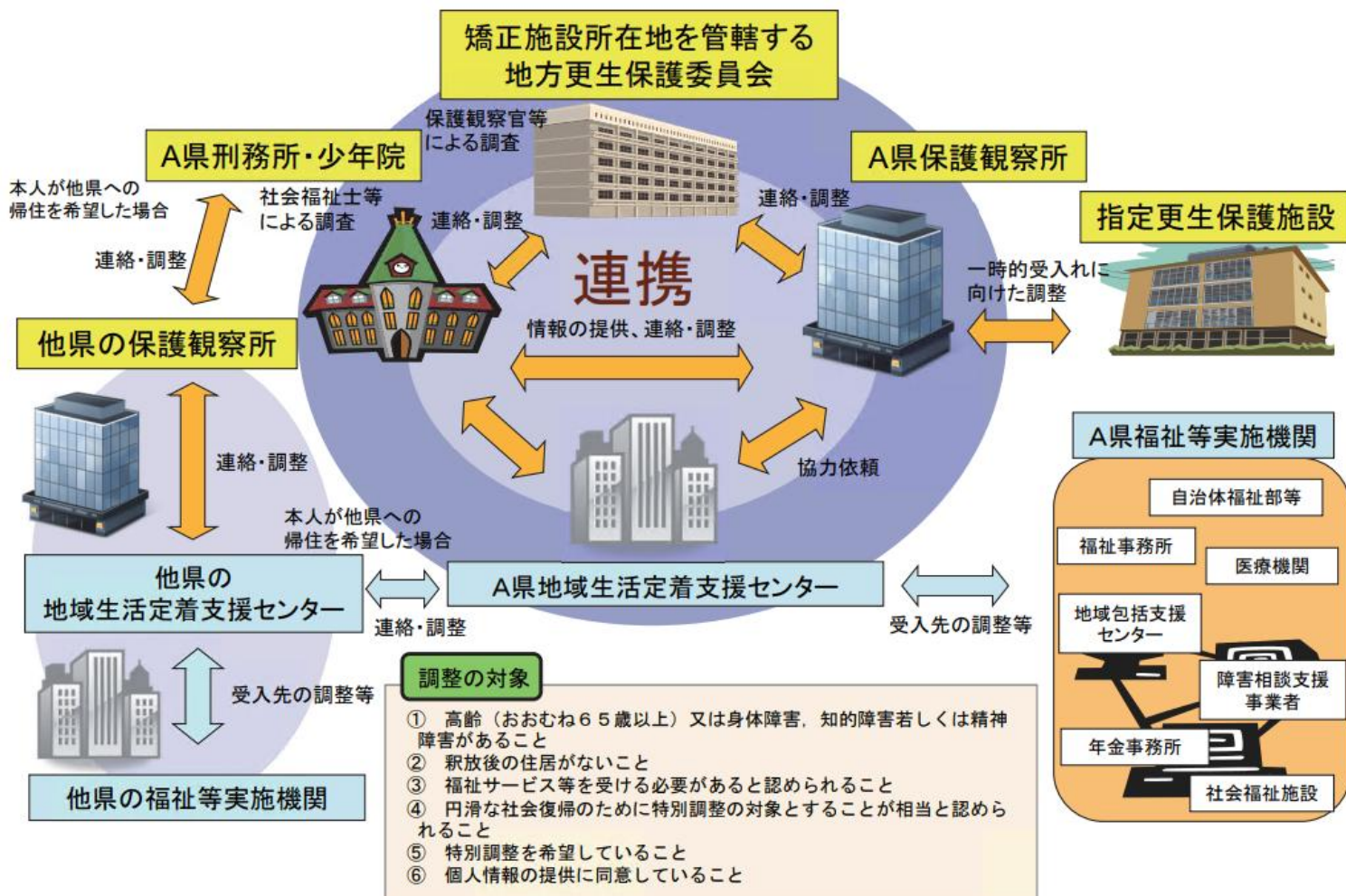
※1 いずれも市内の数値

※2 R4のデータ



高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について (出口支援)

法務省・厚生労働省において、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。





被疑者等支援業務（入口支援）

【要旨】

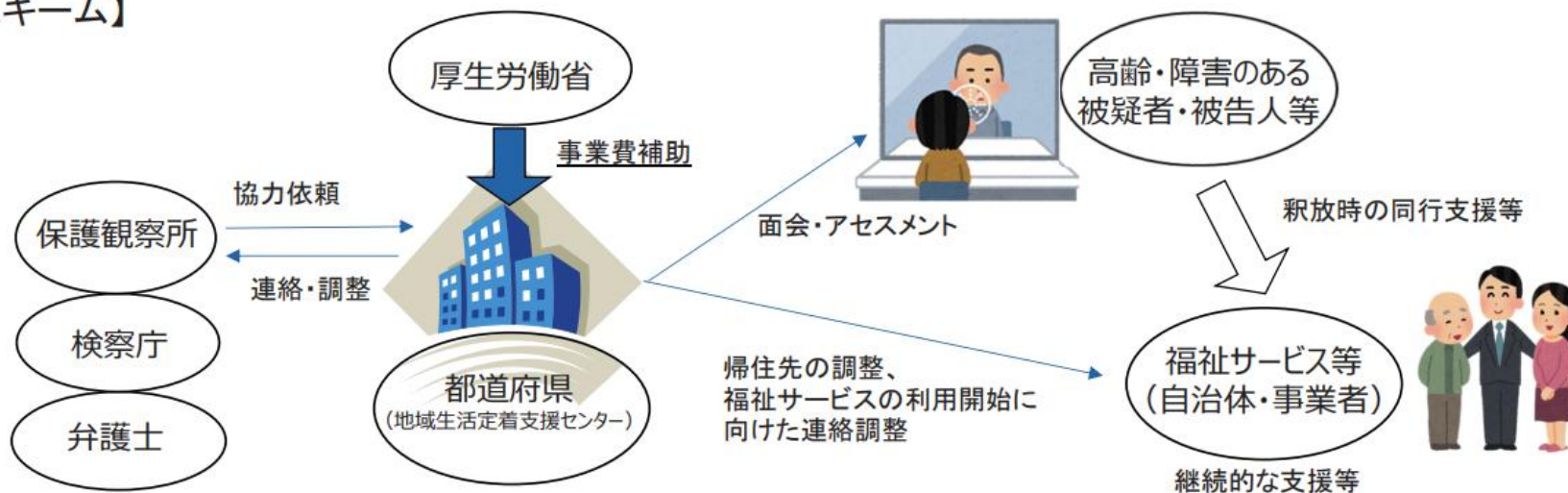
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の支援等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な支援等を行う。

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

【事業スキーム】





地域援助

保護観察所では、関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、横浜保護観察所にお気軽にお問い合わせください。

一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます



保護 観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。

住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、
地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、
保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・
御参画をよろしくお願いします。

保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための
手続のサポート
- 市町村等と連携した
福祉サービスの調整など

仕事

出所者等の立ち直りに
理解のある事業主の
もとでの就労支援など



修学

学習支援や
学校との
連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存
からの回復支援施設の
紹介や利用調整など



医療

病状等に応じた
医療機関の紹介
など



保護観察所では次のような支援を行っています。お気軽にご相談ください。

＜ 地域の皆様へ ＞

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の 地域相談窓口 りすたぼ



地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、
支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお
聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団
体等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整し
たります。

＜ 関係機関・団体の皆様へ ＞

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派
遣などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人な
どへの支援事例に関す
る検討会等に参加し、
支援方針の見立てや支
援方法に関する助言・
提案を行います。



広報・情報発信等の支援

犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信
等に適した広報素材等の提供などを行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支
援をしている方への支援に関
する助言や提案を行います。
相談内容に応じて、保護観
察所も連携して支援を行
います。





犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」

保護観察所では、地域の方からの犯罪や非行に関する相談に応じています。

生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関とのネットワークを活用した支援の紹介や調整をします。

お悩みのことがありましたら、横浜保護観察所にお気軽にお問い合わせください。

このようなお困りごとは
ありませんか？



過去に過ちを犯した。
社会で再出発したいけれど、
うまくいかない。
頼れる人がいない。

刑務所を出た人に
対する支援のことで
相談したい。



家族等の身近な人の
行動に関して
気になっている
ことがある。

相談と支援の内容

保護観察所

- 専門の職員がお困りごとの内容をお聴きします
- 相談内容に応じてアドバイスや地域で受けることのできる支援の紹介をします
- 地域の支援機関等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整します



依存症からの回復

薬物・アルコール依存
からの回復支援施設の
紹介や利用調整など



住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



仕事

出所者等の立ち直りに
理解のある事業主の
もとでの就労支援など



修学

学習支援や
学校との
連絡調整など



保健・福祉

- 生活保護や福祉
サービスを受けるための
手続のサポート
- 市町村等と連携した
福祉サービスの調整など

医療

病状等に応じた
医療機関の紹介
など



ご相談の流れ

Step1

お近くの保護観察所
に、まずはお電話で
申し込みください。



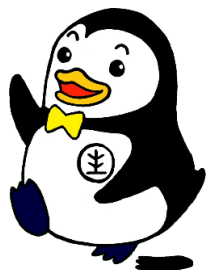
Step2

電話口で「地域相談窓口り
すたぽを利用したい」と伝えて
ください。

Step3

保護観察所にお越しいただく
日時を調整します。お電話で
の相談もお受けしています。





更生保護や“社会を明るくする運動” に関連するWebサイト・SNSなど

Webサイト「**かながわ更生保護ネットワー**
ク」では、神奈川県内の更生保護に関する
発信を行っています！ →



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



社明とは何か、社明で行っている取組等、社明について知りたい時はまずこちらを御覧ください😊

保護局Instagram



社明の取組をリアルタイムで発信しています！社明やホゴちゃんたちをもっと身近に感じていただけないのではないのでしょうか？

保護局X



社明をはじめとする、保護局からののお知らせを発信しています。特に、各地で行われている様々な社明の取組を知っていただくことができます！

法務省公式
YouTubeチャンネル



社明に関する動画をプレイリストにまとめました。デジタルサイネージによる広報やイベント等で動画を使用いただくことも大歓迎ですので、お気軽に御連絡ください😊

これからも、
地域とつながり地域に貢献する更生保護を目指して、
地域の皆様とともに取り組んでまいります。

横浜保護観察所



<神奈川県>ご当地ホゴちゃん
『ハマのホゴちゃん』
『ハマのサラちゃん』